

第6回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成18年3月15日（水）午後3時15分～午後5時20分

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

飯岡久美, 北村隆, 河野征夫, 佐藤道恵, 鈴木敏之, 鈴木清江, 辻秀策, 福島義文, 堀田稔, 丸岡賢之
(五十音順, 敬称略)

[説明者]

西村事務局長, 高森首席家庭裁判所調査官, 牛尾家事首席書記官, 木村少年首席書記官, 山頭会計課長

[事務担当者]

岡総務課長, 依光総務課課長補佐, 坂本庶務係長

第4 議事

1 委員長開会あいさつ

2 委員あいさつ, 自己紹介 (鈴木清江委員, 丸岡委員)

3 議事

(1) 前回以降の取組状況

ア 利用者アンケート

[事務担当者]

2回目の利用者アンケートを2月9日～3月31日の期間実施中。
3月10日までの集約結果について, 第1回アンケートの結果と比較しながら中間報告

(3月10日までの回収数: 家事受付・家事相談6通, 家事調停事件26通, 少年事件3通)

[委員]

第1回アンケートの結果と比較して, 調停委員の説明に関する回答が「分かりやすかった」, 「分かりにくかった」のいずれも増加したのはなぜか。

[委員長]

個別的な受け止め方に幅があったのではないか。

[委員]

調停委員に対する研修において, 当事者への対応についての具体的

な指導を行っているのか。

[委員（裁判官）]

新任の調停委員に対する研修や調停委員の自主研修では、調停の心構えについての説明を行っている。特に、遺産分割事件に関する研修では、法律的な用語について、当事者に対して、平易に説明して理解を深めてもらうよう指導している。

[説明者]

当事者から苦情が寄せられたケースでは、当該調停委員に対して、直接注意を促すこともある。

[委員]

広島地裁で実施された利用者アンケートでは、受付窓口で当事者に手渡しするようにしたところ、対応が良かったという意見が増加したと聞いている。

[委員長]

アンケートの方法を検討する際の参考にさせてもらう。

[委員]

アンケートの回答数が来庁者全体のどの程度の割合であるのかを把握すべきである。

[委員長]

調停事件の当事者について、少なくとも月に800～1000人程度は来庁すると考えられる。

[委員]

調停手続を利用する当事者が調停委員や書記官の役割を理解していないと、期待との齟齬が生じてしまい、不満につながるとは考えられないか。

[説明者]

申立人に対しては、窓口で調停の趣旨や流れを説明しているし、相手方についても、期日通知書を受領した後、電話で問合せがされることも多く、その際には、同様の説明をしている。

[委員長]

事前の問合せがなくても、調停の冒頭では、調停委員が手続の概要について説明しているものと認識している。そういう意味では、当事者が調停委員の役割を知らないままに、手続が進んでしまっているということはないと思われる。

[委員]

待合室が別になっていても、トイレに行くときに、相手方に会って

しまうという意見について、庁舎の構造上の配慮が足りないということか。それとも、配慮はしているが、偶然に出会ってしまったという意味か。

[説明者]

同じフロアの離れた位置に申立人待合室と相手方待合室を配置しているが、トイレが1箇所しかないため、対立当事者のいる待合室の前を通らなければならないという趣旨であると思われる。

[委員]

調停が始まる時間帯には、待合室が込み合うという実情はないか。3人掛けのベンチに、知らない人と並んで座るのは、いい感じがしないであろうし、離婚事件では、小さな子供を同行し、調停中は祖母等が面倒を見るため、さらに込み合うということもある。

[委員長]

待合室については、問題がないとは言い切れない。構造的な問題は、直ちには改善できない事情もある。

[委員]

調停委員が記録を取るのに終始していたという意見があるが、当事者の話を聞き出すようにするのが役目ではないかと思われる。

[委員長]

調停委員は、2人がペアで立ち会っているのだから、2人とも下を向いてメモを取っているとは考えにくい。

イ 裁判所から送付する照会書の書式

[委員（裁判官）]

前回の委員会で話題になった遺産分割事件の照会書について、事務処理要領の改定作業の中で、検討対象とする予定である。

[委員]

委員会で取り上げて、その意見を改定作業の中で反映するようにしてもらいたい。

[委員長]

利用者にとって分かりやすい表現や記載方法という観点から検討されるであろうし、前回の委員会でも、遺産分割事件の照会書が苦情の対象であったと特定されていなかったのであるから、委員会でこの書式の形式を取り上げるのは、いかがなものかと思われる。

[委員（裁判官）]

裁判するための資料収集の方法について、委員に意見を聴くべきものかどうかは疑義がある。分かりやすい表現に改善するというところに

については、十分に配慮していくので、裁判所に任せてもらいたい。

[委員]

検察庁や警察でも捜査関係事項照会を行っているが、事件に踏み込んだ内容となっており、この種の書式を委員会で議論するのは疑問である。裁判所に任せてよいと思われる。

ウ 名札の着用

[事務担当者]

名札の着用については、平成17年2月の第3回委員会から継続的に意見交換が行われている。少数とはいえ、職員の中に依然として反対意見や慎重論があり、また、裁判所は、対立性のある当事者が来庁される場所であり、職員の安全面にも配慮しなければならないので、実施については引き続き慎重に検討していきたい。

[委員]

反対している職員が述べている理由は、どのようなものか。

[事務担当者]

名前を知られたくないとか、着用することに抵抗感があるという意見があったようである。個々の職員に対して、賛成するよう説得することは差し控えているので、それ以上に具体的な理由は聞いていない。

(2) 意見交換（情報提供）

ア 庁舎改修工事の概況

[説明者]

平成17年8月から平成18年3月までに実施した改修工事のコンセプト及び主な改善状況を説明

イ 成年後見関係事件手続説明用ビデオ（DVD）の制作等

現在制作中のDVD（試作）の冒頭部分を視聴

(3) 次回の予定等

ア 今後のテーマ

次回委員会の開催通知の際に、書面で照会する。

イ 期日等

7月21日（金）午後1時30分～午後5時

当日の午後1時30分～午後3時30分に開催される市民講座「ひろしまの裁判所の日」を見学した後、委員会において、市民講座の感想やその他のテーマについて意見交換

以 上